ウガリト王国の ubdy について

近藤 洋子

の解明に一つの手がかりを与えてくれたと言えるだろう。 てはまだ全体像を捉えるにはいたっていないが、 ubdy 地の性格がいくらかでも明らかになったことは、ウガリト王国の土地制度 された土地にではなく、第三者に耕作を任せた土地について用いられる語なのである。耕作委託に出した理由や引受けた側につい て再分配されたのではなく、耕作を委託するという形で第三者の手に渡されたことが明らかとなった。つまり ubdy は王から付与 は、没収――再分配を記したものとの解釈がなされてきた。 た。そして土地リストがほとんどの場合ある個人から別の個人に渡された耕地を列挙するという形式で書かれていることについて ウガリト語で記された土地リストの多くに登場する ubdy の語は、従来、王から付与された土地を指す語とみなされてき しかし個々のリストの内容を詳しく検討したところ、ubdy 地は決し 史林 六五巻四号 一九八二年七月

はじめに

紀元前一三・一四世紀に北シリアの地中海岸に栄えたヴガリト王国の遺丘から、 不動産の売買や交換、 王による不動産

るが、 てきた。一方、ウガリト語のアルファベットで記された文書群がらは、王による土地付与証書二枚の他に、一〇枚余りの の付与を記した多数のアッカド語文書が発見され、これらは王国の政治・経済・社会の諸相を解明する重要な資料となっ 土地リストが見つかっている。そのうちの八枚に ubdy という語が耕地またはブドウ園を形容する語として用いられてい 多くの研究者はこの ubdy が王からの付与地そのものを指すと考えている。 しかしリストの内容を検討してみたと

ころ、こうした同一視は適当でないように思われる。

他方、ubdyを小作地とみなず考えも提出されている。そこでこの

う

語は土地に関わる語として用いられており、 ubdy の語そのものの意味よりもむしろ、 ubdy という語によって形容され は ubdy の語の現れる文書を全部洗い出して ubdy とは何かを追究することから始めたい。ただ多くの場合 ubdy という 作地」説の三通りの解釈が提出されてきたのであるが、いずれも十分に納得のいく説明とはなっていない。そこで本稿で している。彼はゴードンとグレイの論文を参考文献として挙げておきながら、このように大きく食違った解釈を提示して J・アイストライトナーはその「ウガリト語辞典」の ubdy の項で「永久小作地」もしくは「永久小作人」という訳を示 タイト語の upati との関連性に着目し、やはり王の臣下に割当てられる土地"cleruchy"と解釈した。M・ヘルツェル 結局は「永久土地付与」もしくは「被付与者」という訳を与えている。A・F・レイニーはグレイ説を採った上で、ヒッ 関連づけた解釈を採り入れて、「永久封土」とする説を発表した。C・H・ゴードンも「荒地」説の可能性は認めながら、③ ヴィロローは「荒地・休耕地」を提案したが、J・グレイはこれを退け、ド・ラングがアラビア語の abadī(永久に)と いく中で当然現れてきそうな解釈ではある。このように ubdy については「荒地」説、「王からの付与地」説、 いる。どのような根拠に基づいてこの結論をひき出したのか、説明がないため全く理解できないが、 ubdy 文書を調べて ところで ubdy という語に対して今までに提出された解釈は大きく三つに分けられる。最初にテキストを公刊したCh・ 語そのものの意味については結論を留保しているが、王からの付与地とみなす点では変わりはない。ところが® 一永久小

① Ch. Virolleaud, "Les nouvelles tablettes de Ras Shamra (1948 -49)", Syria, 28, 1951, p. 32. テキストN。ヘブライ語の'bd が荒らされた土地を指すことから。しかし後に同じテキストを PRU, II に

る土地が分析の対象となる

R. de Langhe. *Les textes de Ras Shanna-U*

R. de Langhe, Les textes de Ras Shamra-Ugarit et leur rapports avec le milieu biblique de l'Ancien Testament, 1945, II

- 1952, p. 51. ≯perpetual fief« J. Gray, "Feudalism in Ugarit and Early Israel," ZAW, 64,
- C. H. Gordon, UT, p. 349
- thitishes Wörterbuch, Heidelberg, 1957 は手許にないが、これを書 versity, Ph. D., 1962, p. 27. 彼が参照した J. Friedrich の He-であるという (Oriens, X, 1957, p. 360)。 評した H. Güterbock によれば upati は "fief, feudal holding(?)" A. F. Rainey, "Social Stratification of Ugarit," Brandeis Uni-

num が登場する。 L・マトゥーシュはその中の「家」の売買記録で nach I 568," Archiv Orientální, 47, 1979, pp. 33-39)。 | 方耳・M と区別している (L. Matouš, "Verkauf des 'Hauses' in Kaneš として登場する upatinnum のグループについて共有財産を保持する ある I 568 をとりあげ、「家」の意味を検討しているが、ここに売却者 フルリ語の ubadi(共有地保有と結びついた義務を指すという)の所 土着の人々のグループとみなし、後のヒッタイト時代における upati ・ディヤコノフはこれを upatinnum ではなく、ubadinnumと読み、 なお、キュルテペ出土のカッパドキア文書のうち三枚には upatin

> い。またマトゥーシュの I 568 解釈には納得できない点もあるので、 +-t(t)i) から来たのか、フルリ語の ubadi 起源かどうかは分らな Sprache I, Wiesbaden, 1963 によれば up-/uppa- (送ってよこす) タイト語の upati (H. Kronasser, Etymologie der hetitischen ると考えている (I.M. Diakonoff, "Some Remarks on I 568" 有形容詞がアッカド語化されたものでウガリトの *ubādijju に対応す 本稿では語源の問題には立入らない。 Archiv Orientalni, 47, 1979, pp. 40-41)。 ウガリトの ubdy がヒッ

- baden, 1976, pp. 67-69 M. Heltzer, The Rural Community in Ancient Ugarit, Wies-
- ⑤ J. Aistleitner, WUS, p. 3. 'Dauerpacht' またせ 'Dauerpächter'
- 8 sal'と解釈していることをヘルツェルが上述の箇所で紹介している ubdy, ubdy," Melanges E Tisserant, I, Vaticano, 1964, pp. 345 が、筆者はこの論文を入手できなかった。 -49 を発表し、ubdy を 'occupied' または 'delivered into dispo-他に G. Rinaldi が "Osservazioni sugli elenchi ugaritici šd

ubdy 文書とその形式

容する語として用いられ、あと一枚 (PRU, II, 64) は冒頭の部分が欠けていて ubdy がどのような文脈で用いられている のか分らない。それゆえこの語がはっきりと土地との関わりの中で用いられている文書は八枚——うち七枚が耕地(šd)を、 一枚がブドウ園(krm)を形容——ということになる。 もっとも šd.ubdy や krm.ubdy というような、 直接 ubdy が ubdy の語が記載されている文書は現在のところ一○枚発見されている。 そのうち一枚 (PRU, II, 95) はオリーブを形

<i>PRU</i> , II, 104	1)	šd.ubdy.ilštm'	skn の手に(置かれた)
(KTU, 4, 110)	2)	dt.bd.skn	Ilštm' 村の ubdy 地
	$ 3) \sim 14$	šd.PN.(b.)gt.prn	(12件)
	15)~22)	šd.PN.l.gt.mzln	(5件)
CTA, 82	1)	ubdy.mdm	「友人」?の ubdy
(KTU, 4, 103;	2)~ 6)	šd.bd.PN 5	_
UT, 300)	7)	[ub]dy.mrynm	戦車乗戦士の ubdy
	8)~19)	$[\S]d.(PN_1.)bd.PN_2$ 13	
	20)	[ubd]y,mrim	将軍の ubdy
}	$21)\sim29$	$(\mathring{s}d.P)N_1.bd.PN_2$ 10	1
	30)	[ubdy. 'jšrm	「教師」?の ubdy
	31)~r. 4)	`	
	r. 5)	[ub]dy.mri.ibrn	Ibiranuの将軍のubdy
	r. 6)	[Š]d.PN ₁ .bd.PN ₂	HEAT A sebder
	r. 7)	[ú]bdy.tgrm [s]d.PN ₁ .bd.PN ₂ 1	門番の ubdy
	r. 8) r. 9)	$[\S]$ d.PN ₁ .bd.PN ₂ 1 $[u]$ bdy.§rm	歌手の ubdy
	$(r.10)\sim11)$	$[\S]d.PN_1.bd.PN_2$ 2	W-100 and
	r. 12)	[u]bdy.nqdm	羊飼の ubdy
	l	[tlt].šdm.d.n'rb.gt.npk	gt. npk に入れられる3
	r. 13)		つの耕地
1	$r. 14) \sim 15$	$[\S]$ d.PN ₁ .bd.PN ₂ 5	
	r. 16)	[ub]dy.trm	trrm⊕ Ø ubdy
	r. 17)~21) r. 22)	[šd].(PN ₁ .)bd.PN ₂ 5	(md) malma a ubdre
	$(r. 23) \sim 24)$	[ubdy.md]rglm [šd.PN ₁].bd.PN ₂ 2	[md] rglm3 o ubdy
	r. 25)~24)	[ubdy.]mhsm	屠殺人⑥の ubdy
	r. 26)	$(\text{šd.P})N_1.\text{bd.PN}_2$ (1?)	盾权人的VJ dody
	r. ed.1) \sim 4)	(šd) 5	
KTU, 4, 7	1)	ubdy.trrm	trrm Ø ubdy
1110, 4, 1	$2) \sim 20)$	šd.PN ₁ .1.PN ₂	(19件)
KTU, 4, 692	1)	ubdy.yshm	yṣḥm@ø ubdy
M10, 4, 092	$(2)^{2} \sim 7)$	šd.PN ₁ .1.PN _{2®}	(6件)
PRU, V, 29	1)	spr.ubdy.art	Art 村の ubdy 表
(KTU, 4, 631)	2, 3, 7, 8,	šd.PN ₁ .bd/l.PN ₂ .nhlh _®	Art 例の abdy 表
[(11.10, 4, 001)	10, 11, 12,	3d:1 111.5d/ 1:1 112.mim(g)]
	15, 18, 20)		(10件)
	6, 9, 14,	šd.PN.bd/l.qrt _{f0}	
]	16, 17, 21,		
	22, 23)		(7件)
	13, 19)	šd.PN.bn.ann.'db	(2件)
CTA, 83	1)	šd.ubdy [
(KTU, 4, 39;	$2)\sim 7)$	šd.PN [(6件)
UT, 85)	, ,		
PRU, V, 31	3, 4, 5, 8,	[] šd.ubdy	
(KTU, 4, 389)	9, 10)		
PRU, II, 81	7)	krm.ubdy.bd.g	No. 20 (1974) 2
,	9)	tlt.krm.ubdym:l.mlkt.b.'nmky	'nmky 村で3つの ubdy
		erg.arm.ubuym;i,mike,o, milky	ブドウ園を王妃に
	10)	\underline{t} n. \underline{k} rmm. w. \underline{t} l \underline{t} . ub(dy)	2つのブドウ園と
	<u> </u>		3つの ub[dy]

ている。 krm にかかる表現は PRU, II, 104 など四枚に見られるだけで、 しかしこれら四枚の場合も sd が列挙されており、ubdy がある種の土地をさし示すために用いられたことは疑 残り四枚では職名または村名が ubdy を限定し

いない。この八枚の文書の大略を示したものが表1である。

者の手に渡されていることは疑いない。 欠損のために内容のよく把めない PRU, V, 31 と CTA, 83を除いて、 (耕地)または krm(ブドウ園) 時折 PN1 が記入されていなかったり、 が第三者の手に渡されているという点である。 CTA, 83 もその可能性を十分持って 受取る側が村だったりするが、いずれにしてもある個人に属す土地が第三 これらの ubdy 文書に共通していることは各

4,7 を比較対照すれば一目瞭然である。 の五件の ubdy のうちの四件と重なるか、もしくは非常に関連性が強いが、KTU, 4, 7 の 1 に対し CTA, 82 では bd が この場合 PN2 の前に置かれる語が bd (の手に) か 1 (へ) KTU, 4,7 の trrm の ubdy リストは CTA, 82 かの違いは全く関係ない。このことは CTA, 82 の裏面一六行目からの KTU, trrm

用いられている。

ubdy と呼ばれたのではない。そうした土地リストが ubdy 文書以外にも見つかっているからである。 ず、ubdy 地が第三者の手に渡される土地を指すことを確認することができた。ただし第三者の手に渡された土地が全て ubdy 文書は見出しに続けて $šd.PN_1.bd/l.PN_2$ (某の耕地を某へ)を列挙する形式で書かれたのである。 こうして、

れば、 れば、 されていない 王からの付与地だったと考えるべきであろう。しかしこのことも三枚の文書にあてはまるだけで、実際には職種別に分類 付与地であれば職種ごとの分類はむしろ当然である。 を付与された Abutanu が に見るように「彼らの土地」と「銀で入手した土地」、「王が与えた土地」の区別が存在していた。一方土地付与文書によ されている事実である。 確認することはできる。 ここで問題になるのは ubdy 地が王からの付与地であったかどうかである。 最初の「彼らの土地」をどう定義するかは非常に難しい問題であるが、もし王の支配を受けない私有地であったとす 王からの土地付与に特定の職務の賦課(pilku)が付随していた例が多い。 PRU, VI, 30 を見ると王から家・耕地 職種ごとの分類はやはり不自然である。CTA, 82 や KTU, 4, 7、KTU, 4, 692 に職種ごとに列挙された ubdy は ubdy 文書の方が多い。ubdy 文書以外の土地リスト中に職業に言及したものが一枚もないという事実を指 筆者が王からの付与地と判断した根拠は、いくつかの ubdy 文書で職種ごとのグループ分け 理念的にはウガリト王国の土地は全て王のものであったとしても、 「商人職の賦課を納める限り」これらを没収されないと保証されている。 それゆえ王からの 逆に「銀で入手した土地」が職種ごとにリストされるとは考えにく 確かに王から付与された土地をその中に 実際には Ugaritica, V, 160

らの付与地の没収―再分配リストであるとの見解を提出しているだけである。しかし、はたして ubdy 文書を没収 ういう形でこれらの土地が第三者に渡されたかを問う方が、 ubdy の理解の早道であろう。 できるが、全てとは断言できないし、 しろ第三者の手に渡されるという点に注目すべきではないだろうか。 さて šd.PN1.bd/1.PN2 の列挙という事実について研究者の多くは何も述べていない。 J・グレイやC・H・ゴードン、 A・F・レイニーらは ubdy が王から付与された封土そのものを指すと考えたが、 王からの付与地のことを ubdy と呼んだという証拠もないのだから。 確かに ubdy の中に王からの付与地を認めることは ただ一人M・ヘル ツェ それよりもど が 王 む 摘することもできるが、

全 ubdy 地を王からの付与地と結論する根拠にはなりえない。

結局、王からの付与地も含まれて

たと言うだけに留めるしかない。

ずヘルツェルの没収―再分配を検討した上で、最もよく資料に合致する解釈として耕作委託が得られることを示したい。 のが最も適切であると考えている。とはいえ耕作委託契約書といったような積極的証拠は何も残されていない。そこでま 配 のリストとみなせるかどうかは疑わしい。 結論から言えば、ubdy は耕作の委託という形で引渡されていたと理解する

- ① [370 kbd の ubdy のオリーブ、Mlk 村において」という僅か四 行のメモ。ヘルツェルは (a) 三七〇本のオリーブ樹または三七〇単位 のオリーブが Mlk 農場に属す保有地からもたらされたかの二通りの解 釈が可能だと述べている(M. Heltzer, "Royal Economy in Ancient Ugarit", E. Lipiński ed., State and Temple Economy in the Ancient Near East., vol. II. Leuvin, 1979, p. 469)。
- ② 「Uškn 村における ubdy〔 〕」と題し、三○人ほどの人名を列端
- ③ gt については後述
- ④ 意味不明。
- ⑤ ゴードン (UT, p. 431)やアイストライトナー (WUS, p. 197)、ヌーゲイロル ("Guerre et paix à Ugarit", Iraq. 25, 1963, p. 118) らは mdrn という武器を持つ兵士とみなす。一方ディートリッヒ他 ("Die soziale Struktur von Alalab und Ugarit", WO, 3, 1966, p. 198) はこれを退け、アッカド語の masşaru (見張) と結びつけて 整備の任務を帯びた兵士と考えている。
- ® ゴードン (UT, p. 432) およびアイストライトナー (IVUS, p. 182) による。 ヘルツェルは 「護衛兵」と訳す ("Soziale Aspekte des Heerwesen in Ugarit", H. Klengel ed., Beiträge zur sozialen Struktur des allen Vorderasien, 1971, p. 129)。
- ⑦ 意味不明。 ただしヘルツェルは「伝令」と訳す ("Royal Dependants

- (bnš mlk) and Units (gt) of the Royal Estate in Ugarit" VDI, 2/1967, p. 37)°
- に重複するものなし。) 八行目以下は七人の ysh の人名を列挙。この七名と前半の一〇名
- ⑨ nhl は「相続人」と訳される。
- ® qrt は村。

(1)

- | この二件には bd も 1 もない。 | 三行目を Ch. ヴィロローは 'śd. krz.(b]n(?).ann.'(db)' と補っている。またヘルツェルとゴードンにと考えたが、bn が書記の誤りでないならばこの解釈は成立たないたと考えたが、bn が書記の誤りでないならばこの解釈は成立たないたと考えたが、bn が書記の誤りでないならばこの解釈は成立たないてhe Rural Commuily in Ancient Ugarii, p. 69)。'db をゴードンの言うように 'agent' (UT, p. 454) と理解すべきであろうか。いずれにしてもこの二件は例外的事例である。
- だろうか。) tqdy と tqby つまりdとbの違いがあるが、書記の誤りではない
-) UT, 300 は kbyy と読み、CTA, 82 の n ュー・ kbyy と見えるが、KTU, 4,103 は abyy と読んでいる。 F・グレンダール・ abyy きとっている (F. Gröndahl, Die Personennamen der Texte aus Ugarit, Rome, 1967, p. 86. 'abyy, bessere Lesung für kbyy [UT Text 300-Rs. 20])。
- 回 ib/wri- はフルリ語で「王、主人」を表すという。 F. Gröndahl,

ibid, p. 224

⑩ ubdy 文書以外で šd.PN₁.bd/l.PN₂ を列挙した文書は *PRU*, V, 89 の三枚であり、それに *PRU*, II,

102 の一七行目から二○行目を加えることができるだろう。また

PRU, V, 90 には šd.bd.PN が列挙されている。 PRU, V, 30 と

II, 102 には、そして恐らく PRU, V, 28 にも、その可能性はない。書かれていたという可能性も残されているが、PRU, V, 89 や PRU の場合は欠損の状態からみて、 もともと ubdy の語が

二 没収—再分配説

と王の土地 (royal land) に分けられ、後者はさらに王領地 (royal estate) である gt と、 bnš.mlk の一部に奉仕の見返 初めにヘルツェルの見解を簡単に紹介しておこう。 彼によればウガリトの土地は村落共同体の土地(community-land)

29 をとりあげ、これは王宮の職務に奉仕する人々への王の領地(royal landfund)の再分配を扱ったものであるとみなし、 りとして分配される条件付保有地である ubdy とに分けられるという。そして Art 村の ubdy リストである PRU,V

これらの土地はある特定の人々から没収されたものであると述べている。

種の者に土地が渡されていることである。CTA, 82 には さて再分配説に対する疑問点は五つあるが、その第一は、職種別に ubdy 地を列挙した文書の中で見出しとは異なる職

1) ubdy.mdm (「友人」の ubdy)
:
3) šd.bd.yšn.ḥrš (……大工の Yšn (こ)
:
30) [ubdy:']šrm (「数師」の ubdy)
:
r. 4) [šd.bd.]klby.psl—6. (……彫刻師 klby (z—6)
:
(元25) [ubdy] mḫṣm (屠殺人の ubdy)

(558)

84

可能性もある。」と述べている。

とみなすことがより現実的であろう。」と考え、さらに「これらの耕地からの収穫を国庫に納入しなければならなか

つまり土地は村に再分配されたのではなく、

一時的に預けられたわけで、

村には耕作

が

[šd.b]n.u[]py.bd.yšn.hrš.1 (……大工の Yšn に1)

とあり、 また trrm リストの KTU, 4, 7 にょ

šd.bn.gţrn.l.iwrdr.ysl

(.....Yṣḥ Ø Iwrdr /z)

の職種ごとに分類しても何の意味もない。 らに再付与されていたのだとすれば、 もしこれらの耕地が md(「友人」) ubdy.hršm や ubdy.pslm といった項に載せられるべきであろう。 P 'šr (「教師」) たちから没収されて、hrš(大工) や psl (彫刻 以前の被付与者

16, 142 によれば Arhalbu 王が彼に Bin-hattiyama の家・耕地を付与し、 皮鞣職の職務を果たすよう命じたが、 一方 III, 15. Y の二枚に記されている Tuppiyanu なる者の例を見ると、この解釈の可能性はほとんどなくなる。PRU, III, という解釈も成立つかもしれない。 しかしウガリト文書中にそうした実例はない。 に任じている。少くともこの Tuppiyanu に付与された土地は特定の職種と結びつけられていたのではない。 PRU, III, 15. Y によれば、次の Nigmepa 王が同じ家・耕地を再度彼に付与しながら、皮鞣職をはずし ZAG. LUti 職 これに対し、ある特定の地区はある特定の職種の者に付与される規定があったが、 **逆**じ PRU, III, 16. 142 一時的に他の職種の者に付与された J. PRU,

ういうことだろうか。 三者に渡したことを記録しているが、受取った側は二○件中七件(もしくは八件)まで村(qrt)である。 「土地は依然として王のものであって再分配のために役立てられる」が、 以前に王が付与した土地が被付与者から取上げられ、村に再分配されたことになるが、しかしそれは一体ど 少なくとも現在残されている王からの土地付与文書中にそうした例は見当たらない。そこでヘル 「村落共同体の当局がこれを管理する 没収—再分配説 ッ

第二の疑問点は PRU, V, 29 に関するものである。 これは Art 村の ubdy リストで、

計二十人の耕地をそれぞれ第

った

うとの判断を煮つめていく方が現実的ではないだろうか。他の ubdy 文書に「村へ」という表現が一度も見られないこと 任されただけという解釈だと受取れる。ヘルツェルは将来これらの土地が再分配されることを予想して再分配リストと結 論したようだが、 は再分配されたのではないと考えている。 も後者を支持している。 いつ行われるか分らない再分配を問題にするよりも、 ともかくヘルツェルは個人に割当てられた土地は再分配されたものだが、村へと指定された土地 だがこのように半数近くを特別扱いしなければならない解釈に説得力があるだ 現在これらの土地が村の耕作に任されてい (560)86

ろうか。

むしろ彼が補足のつもりで想定した状況、すなわち村への耕作の委託と理解するべきであろう。

時間 82 土地が没収されて Ib/wrmd に再分配されていたなら、どうしてその子の Bn.aby から再度没収できるだろうか。 同じく trrm 第四は土地付与文書に頻出する家や (bit) dimtu ((É) AN. ZA. KÂR 倉庫?) が ubdy 文書には一度も現れないことで では 第三の疑問は の隔たりがあるかは分らないが、表から両者の内容の一致は明らかであり、 Abyy の耕地が、KTU, 4, 7 では Bn.aby の耕地が Ib/wrmd に渡されている。二枚の文書の間にどれほどの の ubdy である Bn. aby の耕地は同じもので、Bn.aby は Abyy の子に違いない。では、もし Abyy CTA, 82, r. 19) と KTU, 4, 7, 12) の比較対照から生じてくる。八一ページの表に示したように trrm の ubdy である Abyy の耕地と の

記載されると予想される。 や家 (bt) (PRU, II, 9, 5)) しかし ubdy 文書中にこれらが一度も現れないとすれば再分配とはみなせないだろう。 ウガリト語で書かれた土地付与文書は二枚しか発見されていないが、 それでも gt (PRU, II, はすぐ見つかる。 もちろん王からの土地付与に家や (bit) dimtu が含まれない場合も多 ∞

もし ubdy が新しい被付与者への再分配を指すのであれば、当然文書中に家(bt)や(bit) dimtu にあたる gt が

た一七人の ubdy 地のリストで、 最後に *PRU*, II, , 104 に対するヘルツェルの解釈が問題となる。 うち一二人の耕地が prn 農場 (gt. prn) ど、 この文書は Ilštm 、村にある、 残り五人の耕地が Mzln skn 農場 職 0) (gt.mzln) 任され

に配属されていた。

後で詳しく述べるが、

これらの gt

は王の農場であって、

一七件の ubdy 地は skn

職の手を介して

17)

ဖ

11) [š]d.bn.hrmin.tn

(š)d.bn.hrmin

1, 12)[b]n.hrmin

と考えているのである。没収や再分配に類することは一言も述べていない。 王の農場で管理されていたと理解できる。そしてヘルツェルも条件付保有地のうちで gt に所属させられたもののリスト

Abyy の耕地は没収されていなかった。四、家や (bit)dimtu が一度も現れない。田 PRU, II, 104 にはあてはまらない、 要するに没収−再分配という解釈には、分見出しと異なる職種の者や、口、村へ渡される場合がある。曰、 CTA, 82

の

といった五つの疑問点があり、ubdy の解釈としては不適当であると結論せざるをえない。

- 指す包括的な用語とみなし、bnš.mlk と村落共同体の人々という区 分を主張するが、必ずしもこの分け方は適切ではないと思われる。 「王の人々」という意味。ヘルツェルは王のセクターに属す人々を
- nzo, Roma, 1969, pp. 31-46 Late Bronze Age", in M. Liverani ed., La siria nel tardo bro-M. Heltzer, "Problems of the Social History of Syria in the
- idem., The Rural Community in Ancient Ugarit, pp. 67-69
- 4 (歌手の〔 〕 pšm)も恐らくこの例であろう。 CTA, 82 の右縁はかなり欠けているが四行目の [šd] pšm.šr
- 載されている箇所を探したところ とを確認するため、 šd.PN1.bd/1.PN2 のうちの PN1 の職種に従って分類されているこ 各人名が ubdy 文書の時と同じ職種の者として記

[u]bdy.šrm [ub]dy.mrynn (šd).bn.brzi [š]d.bn.rwy I, 1) mryn(m) III, 4) bn.rwy CTA, 113 10) bn.brzi <u>1</u>0 šrm 85

と、PN1の職種ごとに分類されていると結論せざるをえない。 ープの職種と異なる職名が付される例が四例あることを考えあわせる の三名が確認された。決して多くはないが、PN2について当該グル

バビロン第一王朝のハンムラビ王の側近がラルサの長官に与えた手

- 紙 (TCL, 7, 50) は、 1976, p. 16 Ellis, Agriculture and State in Ancient Mesopotamia, Philadelphia, 地はこの料理人に保持されるべきだと指図している。 cf. M. de J. 地があるが、鍛冶職人たちが「我々の耕地」であると言おうとこの耕 鍛冶職人たちの耕地の中に一人の料理人の割当
- ZAG. LUti の意味は不明。 れ、兄弟の Niqmepa 王にとってかわられたと考えられている。 Arḥalbu 王の治世は短く、 ヒッタイト大王への反抗のため廃位さ なお

PRU, V, 29 のコピーでは五行目は殆んど読めず、Ch. ヴィロロー

- は !'(?)q[...] としているが、KTU, 4. 631 は l.qrt と読んでいる。 M. Heltzer, The Rural Community in Ugarit, p. 69

CAD to dimtu & 1. tower 2. fortified area

3. district 6

る。本来は軍事的な塔や砦を指したものらしい。しかしウガリト文書 トを刊行したJ・ヌーゲイロルは"castel"と括弧つきで翻訳してい 三つの訳を与え、(Vol. 3, p. 144), AHw は Turm を戦せ、 87

(562)

88

では大抵の場合オリーブやブドウの木々と一緒に付与・売買されており、「耕地の真ん中の dimti」(PRU, III, 16. 160) という表現もあり、「耕地の真ん中の dimti」(PRU, III, 16. 239 に見られるし、Ugaritica V, 95; 96 には王の農場と考えられる bl'dimtu がいくつか列挙されて、失葉に関係のある何かの施設のように思われる。しかし「地区」の意味を持つ用例も PRU, III, 16. 239 に見られるし、Ugaritica V, 95; 96 には王の農場と考えられる bl'dimtu がいくつか列挙されており、「耕地の真ん中の dimti」(PRU, III, 16. 239 に見られるし、Ugaritica)という表現もあり、「耕地の真ん中の dimti」という表現もあり、「耕地の真ん中の木々と一緒に付与・売買されており、「村地の真ん中の木々と一緒に付与・売買されており、「村地の真ん中の木々と一緒に付与・売買されており、「おいっぱり」という。

では、付与地の保有者が生産物の一部を納入するか賦役を果たすべき⑪ ところで彼は "Royal Dependants (bnš mlk)…", pp. 43-4/

ついては後で触れる

けるが。なお CTA, 82 r. 13)の「gt.npk に入れられた三耕地」に現からは、どうも土地の管理そのものが gt に属したような印象を受いるのである。同じことを言い換えただけなのか、見解を改めたのか、いるのである。同じことを言い換えただけなのか、見解を改めたのか、いるのである。同じことを言い換えただけなのか、見解を改めたのか、いるが、は、どうも土地の管理そのものが gt に属したような印象を受現からは、どうも土地の管理そのものが gt に入れられた三耕地」に

ついてもそれぞれの論文で PRU, II, 104 と同じ扱いをしている。

三耕作委託

CTA, 82 で Ibrmd に渡された Abyy の土地が、KTU, 4, 7 では Abyy の子の Bn.aby の 土地として Iwrmd に渡 る。 $\mathit{PRU},\ V,\ 29$ の村や相続人 (nhl) へ渡された事例を見れば、売却や相続の可能性がないことは一層明白となる。つま り $\S d.PN_1.bd/1.PN_2$ の PN_1 は保有権を保持したままで PN_2 に耕地を渡したのである。とすれば ubdy を耕作権の譲渡 に CTA, 82 や KTU, 4, 7 などの職種別 ubdy リストでは本来の保有者の職種によってグループ分けされていたのであ されていた。šd.PN1.bd/1.PN2 の PN1 は依然として土地の保有権を保持していたのである。 だからこそ、上述したよう ってもとの保有者がその土地に対する権利を全く失ってしまうのか否かを考えなければならない。 だが既に見たように と考える以外にないのではないだろうか。 では再分配でないとすれば ubdy はどのような形で第三者の手に渡されたのであろうか。 まず、 売却や相続などによ

を委ねたヒッタイト法典の第一書板第四○条を思い出させる。この条文の解釈についてはまだ一致した見解が得られてい ところでウガリト文書中には耕作の委託に直接触れたものはないが、PRU, V, 29 の「村へ」という表現は村人に耕作 人の耕地を買うということはその耕作権を買うに過ぎない。

る限り、

šalıhan という義務を果たさねばならないのである。

地

'の持主」こそが IL. KI 人であって、

王から土地付与を受けた者として生きている限り、

「耕地の持主」は別に存在するのであるから。

šaḫḫan を負うのは「耕地の持主」=被付与者= IL.

ኑ ないが、 帝国では王からの付与地の耕作が村を含む第三者に委ねられる場合があったことを示したい。 村に耕作を任せた点だけは殆んどの研究者が認めている。そこでヒッタイト法典にしばらく目を移し、 Ŀ ッ タイ

で私の šaḥḥan である』と言い、 自分に GIŠTUKUL 人の耕地を封印するならば、GIŠTUKUL を持ち šahhan を果 第四○条には「もし GIŠTUKUL 人がいなくなり、IL. KI 人が添えられていて、IL. KI 人が『これは私の GIŠTUKUL-もし GIŠTUKUL を拒むならば『GIŠTUKUL 人の耕地は滅びた』と人々が言い、 村の人々が耕す。 もし王が捕

彼は GIŠTUKUL 人となる。」とある。

を与えるならば、

階級」を示すと考えている。 いずれにせよ、 彼がいなくなり、 GIŠTUKUL 人の義務)を拒めば村人がその耕地を耕すと明記されている以上、彼がこの土地を耕していたことは間違いな 人の耕地を全部買い、 のである。 からも確認される。 間違いない。そのことは次の第四一条の「もし IL. KI 人がいなくなり……ならば IL. KI 人の耕地は王宮で取り……。」 の持主が生きているか、 『職人・工人』とみなし、さらにゾンマーとフリードリッヒは古代ギリシアのデーミウルゴイのようにもっと広く「市民 GIŠTUKUL 人については「兵士」 とみなす解釈もあるが、 しかも王が捕虜を送って来ればその捕虜にこの耕地を渡すのであるから、 改正四七条bとされる XXXVII 条を見るとこの確信は一層強められる。 人々は彼に耕地を与え、 土地は王から付与されたものであり、 耕 地の持主が滅びれば、 耕地の持主の家が存在するならば šaḥḥan を果たさない。」と定められていた。 彼に対して王が定めるšabbanを果たす。その国でであれ他の国であれ耕 被付与者は IL. KI 人であって GIŠTUKUL F・ゾンマーやJ・フリード 彼に添えられていた IL. この土地が王からの付与地であったことも すなわち「もし誰かが GISTUKUL KI 人⇔ GIŠ TUKUL リッ ٤ A 結局 GIŠTUKUL 人ではなかった ッ らは

もしくは彼の家が存続

KI

場合があること、 GISTUKUL 人が欠けて次に誰かが任じられるまでの間は村が預って耕作するという規定があったこと 王宮で取り šabban は滅びる。」とあるように、IL. KI人がいなくなった時だけ、GISTUKUL人が当該の土地の保有者 であって、GIŠTUKUL 人や彼から耕作権を買った者ではない。ただ第四一条に「もし IL. KI 人がいなくなり、 となる道が開かれていたようである。以上のことから、王がIL. KI 人に付与した土地は GIŠTUKUL に耕作が任される KI 人の耕地を封印するならば、GIŠTUKUL を持ち šaḥḥan も果たす。もし šaḥḥan を拒むならば IL. KI 人の耕地は 人として添えられていて、GIŚTUKUL が『これは私の GIŚTUKUL-li であり私の šaḫḫan である』と言い、自分に ILKI

委託という形で村や個人に任される土地が存在していた可能性は十分にある。とすれば、Kd.PN.bd/1.PN』という形で村 や個人に渡されている ubdy 地は、耕作の委託のために渡されたのだと理解することができる。 であるから、農業経営においてもかなり似通った状況があるのも当然であろう。ヒッタイト法典に示されるような、耕作の TUKUL人によって耕される耕地とはほぼ同じ性格のものとみなせる。ウガリト王国はヒッタイト帝国に臣属していたの V, 29 の「村へ」とを対比した時、両者の間に平行関係があることは疑いない。 ubdy 地と IL. KI 人に属しながら GIS これらのヒッタイト法典の規定とウガリト文書中の ubdy の取扱い、 特に法典第四〇条の村人への耕作委託と PRU

が明らかになった。

するかわりに抵当の土地を期間中使用する債権者という可能性も浮かんでくる。 るのが最も適切だと考えてい ない現状では、ubdy に一応の定義を与えるにしてもある程度の幅を持たせるべきであろう。 借地人かもしれないし、または管理人かもしれない。 断片的な資料をつなぎあわせてきた結果、 ubdy 地は耕作委託に出された土地を指すという結論に達した。 あるいはヌジの tidennūtu 文書に現れるような、 具体的な条件に触れた資料が残されてい 耕作委託という表現を用

ただ第三者に耕作を任せると言ってもいろいろの場合が考えられる。この第三者はアイストライトナーが考えたような

貸金を無利子と

90

- ② この点に関し、少し Ugaritica, V, 4 に触れておきたい。残念ながら前半は欠けているが、Rašapabu なる者が何らかの形で土地を入手したらしい。そしてもし誰かがこの土地を奪えば彼は Rašapabu に罰むを払い、Rašapabu は「【耕地の】持主の Ahaltenu に戻る(i-tù-[ur-ra])」とある。戻るとはヌーゲイロルの註にあるように訴えることを意味するが、「耕地の持主に戻る」という表現は他の土地売買文書にはない。もしヌーゲイロルの補いが正しければ、ここの「耕地の持主」は本来の保有者で、Rašapabu は土地の用益権を入手した者かもしれない。ヌーゲイロルも Rašapabu がこの土地を活用(緋作または建築)しようと欲していたと考えている(Ugaritica, V, p. 8)。 ヒッタイト法典では土地に関してšabban と luzzi の二種類の義務
- が規定されていた。これらの解釈についてもまだ結論は出されていない。ここでは詳しく論じることはできないが、丸田正数、「ヒッタイト王国史序説―とくに土地所有を中心にして」『オリエント』、XV、No. 1, 1972, pp. 47-73 を参照されたい。特に四九頁から五八頁では「Sabhan と luzzi について」と題して詳しく検討されている。

 ④ J. Friedrich, Die helhitischen Geselze, Leiden, 1971, p. 29; A. Goetze, "The Hittite Laws", ANET, 1969, p. 190; E. Neufeld, The Hittite Laws, London, 1951, p. 126. また古くは K. Fabricius, "The Hittite System of Land Tenure in the

- Second Millennium B.C. (saḥḫan and luzzi)," Acta Orientalia, 7, 1922, p. 277. 全て村人が耕すと訳している。ただ丸田氏だけは「それを (= Saḥḫan) 邑にある人々がおこないつづける」と訳されている (ibid., p. 51)。
- E. Neufeld, ibid., pp. 12-13
- F. Sommer und A. Falkenstein, Die hethitisch-ahkadische Bilingue des Hattuših I (Labarna II), München, 1938, Neudruck, 1974, pp. 119-134. 軍事的要素とは結びつかず、むしろ手工業、手工業者と結びつくことを証明した。またある条約の中でヒッタイトの018KU (=018TUKUL)人が他国の自由人と対応させられていることから、彼らが自由であったことを特に指摘している。

IL. KI 人を 'Lehensmann'、と訳す。 しかしノイフェルド 'craftsman' IL. KI 人を 'socman'、と訳す。 しかしノイフェルド (iğrukul) 人を 'Kleinbürger'、 と訳す。 しかしノイフェルド (iegeman', 'soldier'、と訳す。

- ① B・L・アイケラーによれば tidennutu 取引の性格はまだ明確にされていないという (Indenture at Nuzi: The Personal Tidennutu Contract and its Mesopotamian Analogues, New Haven and London, 1973, p. 9.) しかし、土地の用益権が債権者への利子の代償となっているというE・A・スパイザー("New Kirkuk Documents Relating to Security Transactions", JAOS, 52, 1932, pp. 355-356) らの見解は、多くの研究者に支持されている。 cf. C. Zaccagnini, "The Price of the Fields at Nuzi", JESHO, 22, 1979, p. 8.
- るところをみると、この可能性はあまりなさそうである。り地位の高い mdm(「友人」)の土地が大工に渡されていたりしていり もっともウガリトの ubdy 文書では相続人に渡されていたり、かな

(8)

四 ubdy の行われた理由

Ib/wrmd に委託されていた事例が長期にわたる委託の存在を示唆しているようだが、 他の場合にもあてはまるかどうか にはどのような人々がいたか、以下、この問題を考察することにしよう。 となると何も言えない。一方僅かでも輪郭の摑めるものもある。 の諸条件については解明の糸口さえ摑めない。 ubdy とは何かという最初の問いには一応の解答が得られたが、ubdy の具体的な復元にはほど遠い。 ただ期間については、 Abyy の ubdy が なぜ ubdy が行われたのか、また ubdy を引受けた側 Bn.aby に相続された後も同じ 収穫物の分配等

る者が れば一人の人間が各地に点在する不動産を付与される場合が時々ある。 業経営にたずさわる時間がなかったことであろう。しかしこのことを証明してくれる材料はない。他方土地付与文書によまず ubdy が行われた理由を考えてみよう。最初に考えられる理由は土地保有者が軍務や王宮での勤務等で忙しく、農 例えば PRU, III, 16. 138 を見ると Ilitešub な

忖(URUwi)の畑にある果樹園

Rabbanu 畑にある耕地や bitdimtu ブドウ樹他

Hulda 村にある耕地

Hili 村の家や耕地、オリーブ樹、果樹園他

その他所在地の記されていない多数の不動産を付与されている。 っていたりすれば、当然自分自身で経営できない場合も生じてこよう。 保有地が各地に散らばっていたり、 現住地から遠く隔た

は四人はこの村の村人ではなかった。 29 は Art 村の ubdy リストであったが、実は耕地の保有者で名前の判読できる者一五人のうち三人もしく このことは PRU, II, 80、PRU, V, 44、そして CTA, 81 の三枚の文書から明ら

かである。それぞれ八名、一一名、一〇(+*)名の人物の所属する村、 そのうち名前の判読できるものはそれぞれ五名、一〇名、九名で、その中に PRU, V, 29 と共通する人名が四つある。 、家族構成、 保有する家畜の頭数をリストしている

 ω PRU, V, 29 ŜWŊ 12) swn.qrt PRU, 11, 80 9 swn.qrty PRU, V, 40 8 CTA, 81 swn.qrty

00 J agyn anndı 15) anndr.ykn'my

21)

agyn (

10) pln 9 pln. [<u></u> pln.tmry

なすべきことを示唆している。s/Swn たちが 別の村に滞在する時にはその旨が特記されるのに対し、 /b. šímy (Qrt 人の Swn Šímy に) とあり、Qrt 村ではなく Šímy 村にいたことが分っている。 しかしこのことは逆に 該の村に住んでいたと結論するのは早過ぎるかもしれない。 事実 S/Swn については PRU, V, 119 の右縁に Swn.qrty り、Agyn も恐らく Art 村の村人ではないだろう。 もっとも qrty やykn'my といった関係形容詞だけから、彼らが当 Agyn については村名の部分が欠けているが、S/Swn は Qrt 村、Anndr は Ykn'm 村、Pln は Imry 村の村人であ Art 村に保有する土地を第三者に委ねたのは、 何の特記もない場合は関係形容詞で示される村に住んでいるとみ 彼らが Art 村にあまり来

しかも彼らは小規模ながら自ら農業経営を行っていた。 S/Swn は PRU, II, 80 によれば牛二頭と羊三○頭を、 PRU,

V,44 によれば牛一頭と羊四四頭を保有し、Anndr は牛一頭と羊九頭を保有している。

牧羊だけで生計を立てるにして

ることがないからだと考えるのが最も自然であろう。

が さわらない者が牛を飼うだろうか。羊の放牧は少年に任せ、彼らは農業経営をしていたに違いない。にもかかわらず彼ら は羊の頭数が少なすぎる。牛は彼らの所有物ではないかもしれないが、しかしたとえ預っていたのだとしても農業にたず Art 村に保有する耕地を ubdy に出していたとすれば、彼らの農業経営の場所は Art 村ではない。 つまり、保有地

(567) 93

ubdy が行われるには様々な理由が存在したであろうが、保有者の不在をその第一に挙げることができる。 が各地に散らばっていたり、現在地から遠く離れていたりして自ら経営できない時に、その土地を ubdy としたのである。

2

① TCL, 7,51 によればバビロン第一王朝の時代にも職務のために割の TCL, 7,51 によればバビロン第一王朝の時代にも職務があってラルサにサで二ブルの耕地を受取ることになっていたが職務があってラルサに行けず、割当が執行されずにいた。そこでこの手紙はラルサの長官に行けず、割当が執行されずにいた。そこでこの手紙はラルサの長官にれる人物」だから引留めてはならないと命じている。

agyn の後にtの字が読めるという。 CTA, 81 は KTU, 4, 80 にも収録されているが、それによるとために作成されたと考えている (The Rural Community..., p. 88)。

五 ubdy の引受人(1)

そして第三が PRU, V, 29 の村である。村への委託については既に述べたので、ここでは残りの二つについて検討する。 単に ubdy 地の引受人を意味する語ではない。CTA, 82 の mrynm の ubdy の項に 相続人に渡されていた。 ただしここに登場する一○組の中で親子関係が確認できるものは一組もない。 といって nhl は る nhl (相続人) であり、第二は PRU, II, 104 と CTA, 82 に現れる王の農場 (gt) や PRU, II, 81 の王妃の農場、 名しか分らない。つまり、殆んど何も情報がないわけだが、時々特徴的な事例にぶつかる。 第一は PRU, V, 29 に現れ る王宮の職員が多く含まれていたことが判明しているが、引受けた側については職名が記されることさえ稀で、大抵は人 分な解答を与えてくれない。ubdy 地の保有者に関しては職種ごとのリストによって mryn (戦車乗戦士) らを頂点とす 相続人に ubdy が渡される例は PRU, V, 29 だけに見出される。 Art 村の二○件の ubdy のうち一○件が保有者の ではこうした ubdy はどのような人々に委ねられていたのだろうか。残念ながらこの間に対しても発掘された文書は十

12) (w) šd.nhlh.bd.ttmd

VI,82 とを比較すると、どうもこの相続人は被相続人の兄弟らしい。 大工や歌手などの職種ごとに人名を列挙した CT4,85 の裏面右欄の tnnm の部分と、これを重複する人名リスト PRU Bn.ilttmr の nhl の耕地が Ttmd の手に渡されている。では誰が nhl (相続人) と呼ばれたのであろうか。

CTA, 85: 11 PRU, VI, 82

yrmn.bn.'n 13) ¹ja-ri-ma-nu MIN MIN krwn.nhlh 12) ¹kúr-w(a)(?)-nu MIN MIN

ttn.nhlh 11) \(\frac{1}{3}a(?) - t(e)(?) - nu \(MIN \) MIN

10) 'ija-a[b]-na-du mâr anini

れていたが平等に分割されていたわけではないし、兄弟の誰かが軍務等に赴く際は他の兄弟に土地を任せるのが便利であ も兄弟を指したとは断言できないが、 兄弟が nhl となりえたことは疑いない。 ウガリトでは兄弟による分割相続が行わ 方 CTA, 85 では Krwn と Ttn は Yrmn の nhl とされている。少なくともここの nhl は兄弟であった。nhl がいつ 明らかに PRU, VI, 82 の Yarimanu、Kurwanu、Šatenu の三人は Yabnadu とともに Anu の子で兄弟である。 |

ろう。第三者に耕作を任せなければならなくなったとしても、身内の者に委託するほうがより安心できる。

ンやアイストライトナーの辞典ではブドウ圧搾所という訳が与えられており、確かに gt ごとのブドウ酒リストも発見さ 次は王の農場 (gt) に ubdy が委ねられる場合を検討するが、その前に gt とは何かを確めておく必要がある。 ゴード

済センターとみなしたのである。 こうした王の農場はアッカド語文書の中にも (bit)dimtu として確認できる。他方土地® 支給も行っていた。そこでヘルツェルは前にも触れたように、農業・牧畜を経営し物資の集配にあたる王の農場、王の経の れていて、こうした施設を有していたことはほぼ間違いない。だが、一方 gt は多くの人員や家畜、農具などを備え、食糧

95 (569)

付与文書や土地売買文書では耕地に付随して個人に譲渡される多数の (bit)dimtu/gt があった。とすると全部の® の農場とみなしうるかどうかは一つの問題となるところだが、ubdy 文書に現れる gt はいずれも王の農場だったようだ。 00

ubdy 文書に現れる gt は CTA, 82 の一つと PRU, II, 104 の二つである。CTA, 82 の裏面には、

- 12) [u]bdy.nqdn
- 13) (tlt).šdm.d.n'rb.gt.npl

あるが、一九行目の Krwn という者だけは gt.nbk にいるということでここでの支給は受けていない。 PRU, II, 99' と記され、 羊飼の五つの ubdy のうち三つが、「gt.npk に入れられ」 ることになっている。 に置かれている。gt.mlk は勿論「王の gt」だから、gt.nb/pk もしくは nbkm が王の農場であることは間違いない。 V, 12 は神話テキストと呼ばれ、Hyr 月に行われる神々への献納をリストしているが nbkm の羊と gt.mlk の羊が同格 々)のリストだが、二人の大工が nbkm に派遣されている。 PRU, II, 99 は「 $K[\]$ の家」を単位とした食糧支給表で とか nbkm, (eqil:) na-ap-ki-ma, na-ba-ki-ma としてしばしば文書に現れるが、王の農場であることは PRU, II, 24 と そして Ugaritica, V, 12 が 証明してくれる。 PRU, II, 24 は Adn ['m] 指揮下の bnš.ml[k] (王の人 この gt.npk は 他方

件が gt.prn に、 PRU, II, 61 の最初の行に現れる。これは四つの gt に計二一人を配したリストだが、 それらの gt のうち Ulm と gt. もう一枚の PRU, II, 104 には gt.prn と gt.mzln が登場する。これは IIstm' 村の一七件の ubdy 地リストで一二 は他の文書から王の農場であると確認することができる。それゆえ gt.mzln も、そして恐らくは gt.prn も王の農 五件が gt.mzln に配属されていた。 残念ながら gt.prn の記載は他に見あたらないが、gt.mzln は

の職員がその耕作にあたっていたのである。 つまり、多くの人員をかかえ農具や家畜を備えた農業生産の単位である王の農場 (gt) が ubdy 地を引受け、王の農場

96

うち僅か三件に過ぎなかったが。 ているように思われる。もっとも王の農場に委ねられる例はむしろ稀で、CTA, 82 についていえば総計五六の ubdy の 渡されるという。ウガリトの場合、収穫の行くえについては一切分らないが、王の農場に耕作を任せた点は非常に似通っ 実際に耕作したのが iššaku と呼ばれる国家の職員で、収穫の%~%は王宮に納入され残りが被付与者に『俸給』として らの付与地(ilku 地)の中で被付与者が自ら耕作しないものは貸借契約によって耕作者 (errēšu) に委ねられるが、これを M ・エリスによれば古バビロニア時代にも王からの付与地が王宮の職員によって耕作されることがあったという。王か

その他、王妃に委ねられた ubdy もあった。PRU, II, 81 に

9) tlt.krm.ubdym.l.mlkt.b.'nmky 「'nmky 村での三つ ubdy のブドウ園を王妃に」

を有し職員を組織して農業経営に乗出していたのである。 にある王妃の gt で二五○のオリーブ」と記されている。一方 Ugaritica, V, 159;160;161 の三枚によれば王妃 Sarelli とある。殆んどの場合 gt は王の農場とみなせるが、一枚だけ王妃の gt に言及した文書がある。PRU, II, 96 で、「Rḥbn は王の介入なしに土地を購入しており、その際王妃の館の執事も証人の一人として署名している。王妃も自分自身の農場

1 手や ysh は ubdy 保有者としてもその引受人としても登場する。ド 八四~八五頁に示した四件と第二章の註④の一件のみ。ところで歌

ちらになるかは職種に左右されたのではないようだ

ubdy とは直接関係ないのでここではとりあげない。 V, 90 の一七行目には、šd.bd.dr.khn [m] (耕地を祭司たちの集会 の手に)という記事がある。 冒頭の欠損のため ubdy 文書か否か判断できない土地リスト PRU 神殿組織への委託を示唆しているが、

KTU, 4, 7, 13) sd.nhl.bn.'ttry.l() 同様の事例は他にもある

tnnm/amilša-na-nu-ma(兵士の一種)のリストであろう。

人名だけを列挙しているが CTA, 85: II との一致から考えると

(そして彼の相続人の耕地 Gmrd に

KTU, 4, 692, 6) w.šd.nhlh.l.gmrd

(Bn.'ţtry の相続人の耕地 () に)

11)

CTA, 85, II

PRU, VI, 82

12) [ars]wn.bn.qqln

m[nn].bn.qqIn ဗ

1mu-ni-nu MIN MIN

¹ar-sú-wa-na MIN MIN

(571)

- 15) 'bdilt.bn.qqln
- 4) ¹la-e-ya MIN MIN

labdi-il-ti mâr qi-qi-lu-na

- lbin-și-na-(ra)
- ⑤ J・ヌーゲイロルは DUMU AN-ni を mâr ilu-ni と読んだが、 bn. 'n との対応は明白であり、mâr anini と読むべきであろう。 と読んでいる。 お前註で挙げた PRU, VI, 82, 2) の ¹abdi-il-ti を彼は ¹abdi-an-ti
- ⑥ PRU, III, 15. 120 を見ると Ahimilku なる者が子らへの財産分 与を決定したが、まず Šubammu に一部を取らせ、 残りを他の二人 かは分らないが、Subammu に優先権が与えられていたことは明らか が他の兄弟の二倍取るという慣行がウガリトでも行われていたかどう に与えている。アッシリア法書B第一条に規定されているように長子
- ⑦ ヌジでは養子契約文書 (fuppi mārūti) から知られるように、土地 Nuzi Real Estate Transactions, American Oriental Series, 25 の買手を売手の養子とすることが広く行われていた。cf. F. R. Steele

1943.; C. Zaccagnini, op. cit., pp. 12-13

of the Eldest Son", BASOR, 156, 1956, pp. 38-40)°

子の特権が存続していたと考えている("On the Preferential Statu

である。I・メンデルゾーンはアララクや中期アッシリアと同様に長

をとる側から銀が支払われた例もある (PRU, VI, 37)。 る (PRU, III, 16. 200. ただし養子をとったのは女性) が、逆に養子 縁組の形を借りた不動産売買のような印象を与える養子契約文書もあ しかしウガリトでこうした手段がとられたという証拠はない。養子

- ⊗ PRU, II, 84
- PRU, V, 38 w PRU, V, 48
- 人々) への支給。PRU, V, 40 は 'bdm (奴隷) への支給。 PRU, II, 40 と PRU, II, 98 は bnšm (恐らく bnš.mlk 王の

- Ugarit", in Gesellschaftklassen im Alten Zweistromland und in Community in Ancient Ugarit, p. 29. M·C・アストゥールもこ the Royal Estate in Ugarit" pp. 32-47. idem., The Rural den argrenzenden Gebieter-XVIII Rencontre assyriologique in-の見解に同意している (M.C. Astour, "The Merchant Class of M. Heltzer, "Royal Dependants (bnš mlk) and Units (gt) of
- ② まず Ugaritica, V, 95 に二回登場する。 ternationale, München, 1972, p. 20)
- 13) Iili-ja-nu i-na dimti gal-ni-um
- 14) 12(?) napšātuM 11 alpūM 3 imēruM i-na dimti lilu-milku 「Iliyanu は Galnium 農場に。一二名、一一頭の牛、三頭のろばは

Ilumilku 農場に。」

この dimtu は「農場」と訳す。 ていない奴隷と終えた奴隷の数を挙げている。J・ヌーゲイロルもこ 一方 Ugaritica, V, 96 は四つの dimtu について何かをまだ終え

- 第二章註⑩参照。
- と三つとも CTA, 119 に、Ubr'y 村の住人として登録されている人 名と一致する。 個人名で呼ばれる gt がいくつかあるが、CTA, 91 の gt 名を見る

 bdl.gt.bn.tbšn CTA, 91 CTA, 119

12) ild.b.gt.pshn

11) b.gt.bn.tlt

r. III. 5) r. III. 21) bn.tbšn bn.tlt

r. III. 42) pshn

釈も成立つ。 CTA, 91 の三つの gt が Ubr'y 村の三人に所属していたという解

農場の生産物の売買はこの一〇人組もしくはそのサブグループに任さ M・C・アストゥールは商人の一○人組という組織を想定し、王の

延問である。
である。
では、op. cit., pp. 11-26)。 しかし、確かに一○人組の組(M.C. Astour, op. cit., pp. 11-26)。 しかし、確かに一○人組の組織を認めることができ、gt に商人を割当てた文書も発見されている。この PRU, II, 61 もその例として挙げているれたと考えている。この PRU, II, 61 もその例として挙げているれたと考えている。この PRU, II, 61 もその例として挙げているれたと考えている。

⑮ Ulm: PRU, II. 84 (ブドウ酒リスト)、PRU, V, 38 (人員と牛の侚 リスト)、PRU, V. 48 (農具リスト)。gt.m'rb: PRU, II, 84.

(f) PRU, II, 104 で一七の耕地を引受けたのは skn と呼ばれる者であ

る。ここで詳しく述べるゆとりはないが、skn はアッカド語で amii sà-ki-in-ni とか amii s´A.KíN. amil ràbişu (Lஶ́MAŠKIM) と書かれる官職にあたり、文書中にかなり頻繁に登場する。しかし、このかれる官職にあたり、文書中にかなり頻繁に登場する。しかし、このかれる官職にあたり、文書中にかなり頻繁に登場する。しかし、このかれる官職にある。ここで詳しく述べるゆとりはないが、skn はアッカド語で amii

つまり skn が王にかわって二つの 農場を経営していたのであ

M. de J. Ellis, op. cit., pp. 12-13, 73-77.

六 **ubdy** の引受人 (2)

そのうち PRU, V, 29 の八人は全員相続人だから除くとすると、四〇余りの人名が拾い出せる。 みたところ(表2)、かなりの重複があることが判明した。 かない。とはいえ、引受人の個人名を判読できる文書は CTA, 82 と KTU, 4, 7、KTU, 4, 692、PRU, V, 29 の四枚で、 が、実際には引受人の名のみを記載した例の方が圧倒的に多い。彼らについては人名を手懸かりにその性格を追求するし ubdy を引受けた側としてまず相続人や王、 王妃の農場、村のようにある程度その性格を把握できるものを拾い出した そのリストを作成して

中にも同一人物がいるかもしれない。 合も別人とは考えにくい。とすると三枚の ubdy 文書に計一○回現れる Gmrd はせいぜい四人に絞られる。その四人の 人物であるし、CTA, 82, r. 17) の Gmrd と KTU, 4, 7, 10) の Gmrd もそうだろう。また連続した二行に登場する場 全て別々の人間と考えることも不自然である。CTA, 82, r. 18) の Gmrd と KTU, 4, 7, 15) の Gmrd は明らかに同 勿論同じ名前だからといって同一人物であると断定することはできない。 しかし三文書に計一○回登場する Gmrd を ウガリトでは Gmrd という名はそれほど多く見られる名ではないからである。

には PRU, II, 116 と PRU, V, 30 に一回ずつ現れるだけで、 しかもこの PRU, V, 30 は ubdy 文書と同じ形式

(šd.

99 (573)

表 2

	CTA, 82	KTU, 4, 7	KTU, 4, 692
armwl	CIA, 62	4) šd.utqn 14) šd.bn. t[]	N10, 4, 092
ib/wrmd	10) [š]d.bn.trn r. 19) [šd.]abyy	12) šd,bn.aby	
iwrḫṭ	13) [š]d. 25) [šd,bn]ll		
brdd	31) (šd]n	3) šd.bn.izmly	
gmrd	14) [t]n.šdm 23) [tn š]d.bn.ngzḥn 24) [šd. bn]pll r. 17) [šd].bn.tqdy r. 18) [šd].bn.synn	10) šd.bn. <u>t</u> qby 15) šd.bn.synn 11) šd.bn.qldn	6) w.šd.nhlh 7) šd.bn.kwn
yšn. ḥrš	3) šd. r. 26) (šd.b)n.uzr(?)y		
'bdym	18) (šd.]bn.nḥbl r. 15) (š]d.ilṣy	7) šd.bn.hlbym	
'bdmlk	2) šd. 16) [š]d.bn.ţbrn		
tt	19) (šd)bn.qţħ	16) šd,uln	
tţmd	12) [w].šd.nhlh 27) [šd.bn.]ttayy	20) šd.bn.išyy	
tptb'l	r. 2) (šd.) r. 24) (šd.bn.) b/drt		

すれば複数の人間から ubdy を任されていた者がかなりいたことになる。逆に同一人物の ubdy を複数の人間に委ねるこ で判断が難しいが、一方 \mathbb{T} ptb'l の名は PRU, V, 30 にも記載されている。また KTU, 4, 7 から読める引受人の名は僅 える。二度とも hrš (大工)と付記されているから、明らかに同一人物である。そのほか Gmrd については同一人物から® PN: 1. PN2) で第三者に渡された土地をリストしたものである。 つまり Gmrd は土地の委託の場面ではいつも引受人と® か一四個であるが、その中に Armwl は二回登場する。 Armwl や Tptb'l などは同一人物かもしれない。もしそうだと 数の人間から ubdy を任されていたことは疑いない。同様のことは CTA, 82, 3) と r. 26) に現れる Yšn についても言 して登場する。全部がある一人の人物を指すという可能性も全くないとは言えないだろう。 ともかく Gmrd なる者が複 一度に二つの ubdy を引受けたことも分っているし、この二人が手広く ubdy を引受けて経営していたことは明白である。 先の引受人リストには同一文書に二度現れる人名が他にもいくつかあった。 'bdmlk や Tptb'l はしばしば見られる名

- . a) [u]buy.sii
- 10) (š)d.bn.hrmln.bd.bn.tnn
- 11) [š]d.bn.hrmln.tn.bd.bn.hdmn.2

とある。 歌手 (šr) の Bn.hrmln の ubdy のうち | つは Bn.tnn に、 もう一つは Bn.hdmn に委託されていたのであ

このように一人の ubdy を二人で分担する者もいれば、一人で何人もの ubdy を引受ける者もいた。 その経営規模は様

名が他のどのような文書に現れるかを調べてみた。その際同名異人の危険を少しでも避けるため、重複人名がいくつかま では ubdy を引受けたこれらの個人は一体どういった人々だったのだろうか。今度は判明している四○余りの引受人の

とまって記載されているものに限定した。 するとキプロス (URU A-la-Si-ja) の人々の家族リストである CTA, 80 と、

Miḥd 人の船のリスト CTA, 84、そして衣服リストの PRU, II, 116 の三枚が浮かびあがってきた。

まず CTA, 80 は各家ごとに妻や子供達の数を列挙したもので一九の名が判読できるが、そのうち六名が ubdy 引受人

の名と重複する。

9)	12)	
9) b.bt.armwl	12) b.bt.aupš	CTA, 80
*	4) bd.aupš	CTA, 82
4) l.armwl		KTU, 4, 7

14) l,armwl

26) 23) b.bt.tt b.bt.sdqš[lm] 19) 28) bd.tt bd.şdqšlm

b.bt.nwrg

17)

bd.nwrd

13) b.bt.<u>t</u>ptb'l r. 2) []tptb'l

r. 24) bd.tptb'l

常に興味深い。ヒッタイト大王ハットゥシリ三世はウガリト王 Niqmepa の要請に応じ、大王の商人である Ura の商人 外国人にとって不動産取得は不可能ではないにしても非常に難しかったであろう。だが ubdy の引受人となる道は塞がれ が冬期にもウガリトに滞在したり、家や畑を購入したりすることを禁止した。Uraの商人でさえ禁じられていたとすれば、 りえたのである。このことは PRU, IV, IV, 10 に言明された Ura の商人に対する不動産取得の禁止と対比した場合非 キプロスの人々の中に ubdy 地を委託されていた者がかなりいたと考えていいだろう。彼ら外国人も ubdy 引受人とな

ていなかったのである。

人と重なる。 の所有者を列挙している。欠損がひどく、人名は五個が読めるにすぎないが、そのうちの三名が CTA, 82 の ubdy 引受 次に挙げた CTA, 84 は anyt.mihd[] (Mihd (人) の船) という見出しを持ち、br と tkt の二種類の船についてそ

Mibd は多くの外国人が居住するウガリト市の外港であり、その住人が船舶を所有することは十分予想できる。 22 br.'bdmlk tkt.ydln br.tptb'l CTA, 84 r. 24) bd.tptb'l 16) bd.'bdmlk اح 9 29 CTA, 82 bd.'bdmlk bd.ydln]tptb'l

その究明は今後に譲らざるをえない。 るのかについては現在のところ何も言えない。 ubdy の性格を捉える上で重要な何かの示唆を含んでいるようであるが、 ス人も混っていたかもしれない。ただ残念ながら、船を有することと ubdy の委託を受けることの間にどんな関連性があ キプロ

とその枚数が記されている。そして一五名中三名が ubdy 引受人の名と重なる。 三番目の PRU, II, 116 は衣服を扱ったリストである。表には人名と数量が列挙されているだけだが、 10) gmrd PRU, 11, 116 24)23) 14) CTA, 82 bd.gmrd bd.gmrc bd.gmrc 15) 11) 10) l.gmrd KTU, 4, 7 l.gmrd 1.[gm]rd KTU, 4, 692 1.gmrd裏に各種の衣服

l.gmrd

r. 17) bd.gmrd

r. 18)

11) şdqšlm

bd.gmrd

bd.şdqšlm

15) ubn

l.ubn.bn.`dn

šd.PN₁.1.PN₂の形式で一五件を列挙した PRU, V, 89 で、ここに記載されている引受人の名と PRU, II, 116、CTA, 82 の人名との間に親子関係が認められるのである。彼らのつながりをたどっていくと次のようになる。 重複する人名の数はどの場合もあまり多くないが、ここにあと一枚注目される文書がある。 ubdy の語はないがやはり

5 11) 10) 9) y'drd şdqšlm ndlm, ubn gmrd PRU, 11, 116 r. ed. 3) г. 23) ађпу 28) 14)5 şdqšlm ršpab.ah.ubn gmrd (passim) CTA, 82 KTU, 4, 7 10) 6 gmrd (passim) ubn,bn,'dr 9 63 8) bn.'mlbi ahny bn.gl bn.y'drd PRU, V, 89

することができる。とすれば PRU, II, 116 の人名と ubdy 引受人の名との重複が三名でも、 この三人は衣服を割当て られると同時に ubdy の委託を受けていたと結論することができる。 さてこの PRU, II, 116 に記載されている人名を調べていくと、人を統率する立場にある人物が何人か含まれているこ つまり PRU, II, 116 と CTA, 82、KTU, 47 は同一時期の資料であり、PRU, V, 89 は少し後の時期の資料だと判断

ある、 mlk の統率を任されていた。 いるし、四行目の レト叙事詩やバァル・アナト叙事詩の奥付に署名している Ilmlk と同一人物だとしたらなおさらである。 もしくは bnš.mlk の統率者の名と重なることは単なる偶然とは思えない。 ここに列挙された人々は人を監督する立場に とが分る。 二行目の Iytlm かなり高い地位にあった人々と考えて間違いないだろう。 冒頭の skn が skn 職を指し、一三行目の 一四行目の Prt は 「Prt 指揮下の bnš.mlk 表」 という見出しで始まる PRU, II, 25 によれば七七人の bnš Ġlkz は CTA, 82 に「PN の耕地 を bnš.aģlkz の手に」として現れる。 一五人中四人の名が bnš は Tbq 村にいる bnš.mlk(王の人々)のうち二人を率いているし、® 一五行目の Ubn も Ittbnm 月に食糧支給を受ける bnš.mlk のうち三人の ysh を率いて 羊飼たちの統率者でも

ない。とすれば、 当然彼らが自ら耕作にあたることはないであろう。彼らに従属する者たちを使役して第三者の土地を経営していたに違 つまり ubdy 引受人の中にはいわゆる小作人といった人々とは違う、社会的地位の高い人々も混じっていたのである。 やはり ubdy を小作地とか小作人と訳すよりは耕作委託という表現を用いた方が適切であろう。

格でしたことか、あるいは何らかの公的機関が指定したのかは分らないが、 場合もあったのである。 þā-ri に耕作を怠けさせるな。」という例が引用されている。 ṣuḥaru(m) は主人の耕地を耕すほか、第三者の小作を行う 巻二三四頁には「PN1 の耕地を小作するために PN1 と PN1 と PN4 のșu-ḥa-rum が仲間になった。」という例や、 かに ubdy が任されていた。この事例はバビロン第一王朝時代の suhāru(m)(子供、召使)を想起させる。 方これとは逆のケースもある。 CTA, 82, 12) の「Bn.gtrn の耕地、 Aglkz の人の手に」で、 Aglkz に従属する誰 ウガリトの bnš.aglkz も同様であろう。Aglkz からの指図で引受けたのか、 いずれにせよ、ある個人に従属する者が第三 彼自身が独立の資 CAD 1六

に近い。一人でいくつもの ubdy を委託された者がいたが、その一人は大工であった。キプロス人もいれば船主もいた。 とにかく ubdy を個人で引受けた側には様々な人々がいた。 彼らがどんな階層に属していたかを決定することは不可能

者の耕地を ubdy として引受けることができたことは疑いない。

かもしれない。少なくとも ubdy を出す側と引受ける側とで階層がはっきり違っていたということはないようだ。 人を指揮する者もいれば人に従属する者もいた。ある男が一方で ubdy を出しながら他方でこれを引受けることもあった

⑤ PRU, V, 30, A, 4) (4) 1 ッヒ他 (KTU, 4, 423) の読み方には少し食い違いがある。 に登場する。なお Ch. ヴィロロー (PRU, V, 28) とM・ディートリ だけである。 見られる他、先ほど言及した PRU, V, 30 に Gmrd と並んで現れる これ以外に Yšn の名は CTA, 122 に 「戦車大工の Yšn」として Armwl の名も šd. PN₁. 1. PN₂を列挙した別の文書 PRU, V, 28 第一章註⑮を参照 2) [b]d.armwl[PRU, V, 30, A, 7) [šd.bn.adn[CTA, 82, 14) [t]n.šdm KTU, 4, 692, 6)=KTU, 4, 692, TCTA, 82, r. 17)=CTA, 82, r. 18)=KTU, 4, 7, 15) CTA, 82, 23)=CTA, 82, 24) CTA, 82, 14) KTU, 4, 7, 10) = KTU, 4, 7, 11)PRU, V, 28 23) [tn. š]d.bn.ngzḥn (Bn. ngzḥn の2耕地) o. Rd.) šd.bn.abr 20) bd.armwl 19) šd.tgyn] t.l.yšr] k.l.gmrc KTU, 4, 423 [b] d. armwl "Business Agents at Ugarit", Israel Exploration Journal, 13 らはヒッタイト大王のために活動していたのである(A. F. Rainey していたことはよく知られている。A・F・レイニーが言うように彼 あった。 "Ma'hadu, the Harbor of Ugarit", JESHO, 13, 1970, pp. 113-現在ミネト・エル・ベイダと呼ばれている、ラス・シャムラの丘から 1963, p. 319)° が、PRU, V, 30 に引受人として登場する。ここには Tptb'l の名も 一マイル足らずの所にある小さな入江にあたるという (M.C. Astour, 「太陽の商人」と呼ばれている。ヒッタイト文書から大王が太陽と称 M・C・アストゥールによれば Mihd/Mahd/Ma-a-ha-di(gen.) は PRU, IV, 17. 316 に証人として署名した四人の Ura の商人は さらに、CTA, 80 の Trgds の名は ubdy 文書中に見当たらない KTU, 4, 7 と KTU, 4, 692 にも同様の記録がある。 27) b.bt.trgds 13) b.bt.<u>t</u>ptb'l 一方、委託した側の人名との重複はない。 しかし、それぞれ同一人物であったという確証はない。 KTU, 4, 692, 2) šd.bn.krmt.l.atrn KTU, 4, 7, 2) šd.bn.qldn.l.bn.kty CTA, 80 11) šd.bn.qldn.l.gmrd 4) šd.bn.krmt.l.bn.atnb B 2) bd.trgds A 4) 1.tptb'1 PRU, V, 30

127)。なお、この見出しについて彼は、mibd 人たちの)であると言っが、もし補うとすれば mibd [ym] (Mibd 人たちの) であると言っている (ibid., p. 116. n. 2)。

- ⑫ アストゥールは br を'heavy ship'tkt を'light ship'と訳
- (2) もっとも表の数量の合計は裏の枚数の合計をはるかに上回っており、各人に割当てられた数量が直接衣服の枚数を表すのではないようり、各人に割当てられた数量が直接衣服の枚数を表すのではないようだ。また、これらの衣服は支給されたのか、納入されたのか、あるいは何か別の目的でリストされたのかは分らない。衣服の支給を扱った文書もあれば (PRU, VI, 149; PRU, II, 106)、一方には売却のための受渡し記録もある (PRU, VI, 156; PRU, VI, 162; PRU, III, 15, 43)。
- ② PRU, II, 116, 1) の skn は skn 職とみなすべきだろうか。とすれば PRU, II, 104 で一七件の ubdy を引受けた skn と重なり、
- (B) PRU, V, 66, 6). と PRU, II, 76, 3)~6) も同じ文脈で把握できるだろうか。

PRU, V, 11, 9)

- ® Ślkz は Ehli-kuša(h) と読め、Aślkz とも書かれるという(F. Gröndahl, op. cit., p. 215, p. 362)。
-) UT, 127 の最後に「書記、Y、族の IImlk」とある。T、はケレト王が属す部族。UT, 62 の奥付には「書記、Šbn 人の IImlk」とある。TV, 19, 70 によればウガリト王と王妃が遭した使者の名は Ilimilkuであった。
- (šd],bn.gtrn.bd.bnš.aglkz. この箇所は KTU, 4, 7, 5) šd.bn.gtrn.l.iwrdr.ysh に対応する。bnš.aglkz が Iwrdr と同一人物か否かは判断できない。CTA, 82 の作成の時点では bnš.aglkz の誰かにとされていたものが、KTU, 4, 7 作成に際してはっきりと yshである Iwrdr にと限定されたのであろうか。
- V, 29 に二件あるだけで、別々の文書間でもこれ以外にはない。 ② ubdy を出した側と引受けた側とで人名が、一致するものは PRU
- šd.prn.bd.agptn.nhlh
- 21) šd(.ag)ptn.b(n.)brnn.l.qrt
- 15) šd() dyn(?)(.) bd.pln.nhlh
- 18) šd.pln.bn.tiyn.bd.ilmhr.nhlh

しかも同一人物かどうかは疑わしい。

終わりに

で書かれた土地付与文書や土地売買文書に関心が集中し、僅か数枚のウガリト語による土地リストに登場する ubdy の語 従来ウガリト王国の土地制度の解明に際して ubdy 文書はあまり重要視されてこなかった。百枚以上に及ぶアッカド語

詳しい証明もないままに王からの付与地と同一視されてしまった。しかし、ubdy 文書の検討の結果明らかになった

(582)

続人への委託は注目されるべきである。特に村への委託は王権と村との関係を考察する時に問題となるし、 をかなり把握していたことを示している。しかし、あまりにも資料は断片的で、ubdy の行われる理由にしても、引受け 文書はその一端を覗かせてくれた。まず ubdy のリストが王宮から出土したこと自体が、王宮が保有者たちの経営の状況 ように、ubdy は王からの付与地そのものを指す語ではなく、第三者に耕作の委託のために渡された土地を示すための語 る側の性格にしても、まだまだ不明確な部分が多い。ただ、その中で王や王妃の農場への委託や村への委託、 なのである。保有地の経営がどのように行われていたかを知ることは土地制度全体の再構成のために欠かせないが、ubdy ヒッタイト帝

「略号表

国との繋りの上からも興味深い。

ANETAHwJ. B. Pritchard, Ancient Near Eastern Texts relating to the Old Testament, Princeton, 1950 W. von Soden, Akkadisches Handwörterbuch, Wiesbaden, 1959-1981

BASORBulletin of the American Schools of Oriental Research

CADChicago Assyrian Dictionary

CTA1939, Paris, 1963 A. Herdner, Corpus des tablettes en cunéiformes alphabétiques découvertes à Ras Shamra—Ugarit, de 1929

JAOSJournal of the American Oriental Society

JESHO Journal of the Economic and Social History of the Orient

KTUM. Dietrich, O. Loretz, J. Sanmartín, Die Keilalphabetischen Texte aus Ugarit, Neukirchen-Vluyn, 1976

PNPersonal Name

PRU, II Ch. Virolleaud, Le palais royal d'Ugarit, II, Paris, 1957

PRU, III J. Nougayrol, Le palais royal d'Ugarit, III, Paris, 1955

PRU, V PRU, IV J. Nougayrol, Le palais royal d'Ugarit, IV, Paris, 1956.

Ch. Virolleaud, Le palais royal d'Ugarit, V, Paris, 1965

J. Nougayrol, Le palais royal d'Ugarit, VI, Paris, 1970.

Musée du Louvre, Textes cunéiformes.

TCL

T

PRU, VI

C. H. Gordon, Ugartic Textbook, Rome, 1965.

IdA

041

Die Welt des Orients. Vestnik Drevney Istorii.

J. Aistleitner, Wörterbuch der ugaritschen Sprache, Berlin, 1976.

Zeitschrift für die alttestamentliche Wissenschaft.

ZAWSD.M

(大阪府立北野高等学校教諭

of the late Ming and early Qing period in the history of the Chinese social welfare.

Tongshanhui lasted at least for 250 years, and pursued manifold activities. Founded by those who had, so to speak, the thought of Sheng-Sheng 生生, such as Yang Dong-ming 楊東明, Gao Pan-long 高攀龍 and Chen Long-zheng 陳龍正, it was also engaged in edification in its golden age. It worked taking county 県 or market town 鎮 as the sphere of activities and its center was a city. Moreover, it was concentric with families 家族, yizhuang 義莊 (clan charitable estate) and shecang 社倉 (communal granary), and was the greatest of them. Its management needed not a single charitable person but a lot of members of the society.

So, it may be said that the foundation of *shanhui* was a precondition for the direction of many *shantang* 善堂 (institutions for social welfare) in the cities during *Qing*.

'ubdy' in the Ugaritic Documents

by

Yoko Kondo

The term 'ubdy' is seen in many documents written in Ugaritic. It has been regarded as the word that indicated the land given by the king. In almost all cases, the records were written in the form to list up the fields handed from one to another, which has been explained as showing king's confiscation and redistribution.

However, the minute examination of each list shows that 'ubdy' was never redistributed but was handed to another to commit field to the care of him. So 'ubdy' was not the term which indicated the land given by the king but the field left to another.

Though we have not yet made clear why it was left in charge of others, and what class was related with the commit of 'ubdy', some light thrown here on the character of 'ubdy' will be a key to explicate the land system in the Ugarit Kindom.